

実地視察大学の概要

○課程認定を受けている学科等の概要

大学名	高知県立大学		設置者名	高知県公立大学法人				
学部・学科等の名称等			認定を受けている免許状の種類・認定年度		免許状取得状況・就職状況 (平成23年度)			
学部	学科等	入学定員	免許状の種類	認定年度	卒業者数	免許状取得者数		教員 就職者数
						実数	個別	
文化学部	文化学科	80人	中一種免(国語)	平成10年度	80人	18人	11人	5人
			中一種免(英語)	平成10年度			7人	
			高一種免(国語)	平成10年度			11人	
			高一種免(英語)	平成10年度			7人	
看護学部	看護学科	80人	高一種免(看護)	平成10年度	48人	13人		6人
			養教一種免	平成10年度			13人	
健康栄養学部	健康栄養学科	40人	中一種免(家庭)	平成23年度	—	—	—	—
			高一種免(家庭)	平成23年度			—	
			栄教一種免	平成23年度			—	
入学定員合計		200人	合計		128人	31人	49人	11人
備考	<p>・「学部・学科等の名称等」欄は、平成24年4月1日現在の名称・定員である。</p> <p>・「免許状取得者数」欄の「実数」欄は各学科等の実人数、「個別」欄は各学科等内の教職課程ごとの人数である。</p>							

教職課程実地視察大学に対する講評

実地視察日：平成24年7月17日（火）

実地視察大学：高知県立大学

実地視察委員：梶田叡一委員、和泉研二委員

【全般的事項】

○教員養成に関する教育課程、教員組織等については、全般的に基準を満たしている。

【個別事項】

1. 教職課程の実施・指導体制（全学組織等）

○教職に関する科目を担当する専任教員と教科に関する科目を担当する専任教員が所属する各学部学科が密に連携することを通じ、教職を志す学生に対してきめ細やかな教職指導が可能となるような体制を整備することが重要である。新たに立ち上げられた地域教育研究センターが、教職課程のセンターとしても機能強化が図られ、教職課程の質の向上に資することを期待する。

2. 教育課程（教職に関する科目及び教科に関する科目）、履修方法及びシラバスの状況

○教員と学生が、程よい緊張感を保ちつつ、良質な授業が展開されている。
○教育課程及び指導法などにおいて、新学習指導要領の趣旨を踏まえた授業実践が行われ、その趣旨が教職を志す学生に伝わるように努めること。

3. 教育実習の取組状況

○養護実習及び栄養教諭実習を除き、教育実習は、原則、母校実習となっているが、大学による教育実習指導体制や評価の客観性の観点から、可能な限り大学が所在する近隣において実習先を確保することが望ましい。また、学生が出身地の学校への就職を希望する等により、遠隔地における教育実習を行う場合においても、大学が、実習先の学校と連携し教育実習に関わる体制を構築するとともに、公正な評価となるように努めること。
○教育実習の受講資格に係る単位修得要件を、3年次編入学生に配慮し低く設定しているが、いわゆる「実習公害」が起きることがないように、教員を志望する者が教育実習を受講できるように、適切な受講資格とするようにすること。

4. 学生への教職指導の取組状況及び体制

○教職課程の履修が2年次前期からとなっているが、平成22年度入学生から導入された教職実践演習が、教職課程の他の科目の履修や教職課程外での様々な活動を通じて学生が身に付けた資質能力が、教員として最小限必要な資質能力として有機的に統合され、形成されていったかについて確認するための科目として位置づけられており、各課程認定大学においては、体系的な教職課程の編成が求められている中では、可能な限り、早期から、学生に対し教職に関する情報を提供するなどの取組を進めるよう努めること。

5. 教育委員会等の関係機関との連携・協働状況（学校現場体験・学校支援ボランティア活動等の取組状況）

○看護学部看護学科に置かれる養護教諭の教職課程では、地元教育委員会及び学校等の協力を得ながら、教育実習の事前事後指導及び養護実習のほか、学生に対する学校現場体験の機会が積極的に提供されている。これら取組が、地域教育研究センター等の全学的組織を介して、他の免許状の教職課程においても推進されることが期待される。

6. 施設・設備（図書を含む。）の状況

○教員養成に必要な基本的な専門書は揃っている一方で、学校教育を巡る最新の事情が把握可能な書籍・雑誌類が揃っていないため、内容を精査した上で整備すること。

7. その他特記事項

○教職課程は教員免許状という資格を取得させる課程であり、個別の授業科目が教員養成部会によって審査された上で文部科学大臣による認定を受けていることから、教育課程等の変更等にあたっては、法令に定める手続きに則り、あらかじめ文部科学大臣への届出を行うこと。